

無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定が必要となります。

（１）施設等利用給付認定

幼児教育・保育の無償化の対象となるために、保護者やお子さんの教育・保育の必要に応じた「施設等利用給付認定」を受けていただき、市から施設等利用給付認定通知書を交付します。

（２）施設等利用給付認定申請の対象者

さぬき市で住民登録をしており、幼稚園の利用を希望するお子さんを持つ保護者が対象です。

さぬき市に転入される方は、転入前の市町村で「施設等利用給付認定」を受けている場合であっても、さぬき市で新たに「施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

（３）施設等利用給付認定区分

「子育てのための施設等利用給付認定」では、教育・保育の利用を希望する子どもについて、3つの認定区分があり、保育の必要性の認定に応じた施設等利用給付認定通知書が交付されます。

認定区分	無償化の対象時間	年齢	保育の必要性	所得制限
1号	通常の教育時間	満3歳以上	なし	なし
2号	通常の教育時間 預かり保育	満3歳に達する日以後 最初の3月31日を経過した子ども	あり	なし
3号	通常の教育時間 預かり保育	満3歳に達する日以後 最初の3月31日までの間にある子ども	あり	市町村民税 非課税世帯

（４）施設等利用給付認定申請に必要な書類

1 全員共通

- 施設等利用給付認定申請書兼現況届・・・子ども1人につき1枚
- 個人番号提供書、申請者の本人確認（番号確認＋身元確認）ができるもの（写）
必ず封筒に入れてください。
- 同意書（副食費の免除に該当するか否かについて、市が調査すること、施設に情報を提供することに同意を得るものです。）

2 預かり保育を希望する方のみ

- 保育を必要とする事由を確認するための書類（裏面を参照してください。）
保育を必要とする世帯のお子様が預かり保育を利用した場合、国の基準に基づき、預かり保育料の一部を補助します。

3 令和5年1月1日及び令和6年1月1日にさぬき市以外で住民登録をしていた方

- 令和5年度市町村民税課税証明書及び令和6年度市町村民税課税証明書（※1）（1月1日の住所地で発行したもの）⇒個人番号（マイナンバー）の提出により省略可
※1 令和6年6月以降に発行が可能となります。

保育必要認定（2号認定・3号認定）を希望する場合の必要書類

保育を必要とする事由を証する書類は、父・母、同居の祖父母等（65歳以上不要）、認定を受けようとする子どもと生計を同じくする方の全員について該当するものを添付してください。

保育を必要とする事由	必要書類
就労 （月64時間以上）	就労証明書 ※2
妊娠・出産 （出産予定日の前後4か月）	病気・介護（看護）・出産・就学申立書 母子健康手帳の写し（表紙と分娩予定日が確認できる部分）
疾病・障害 （家庭での保育ができない場合）	病気・介護（看護）・出産・就学申立書 診断書又は障害者手帳の写しを添付
介護・看護 （同居の親族を常時介護・看護するため）	病気・介護（看護）・出産・就学申立書 診断書、障害者手帳又は介護保険被保険者証の写しを添付
就学	病気・介護（看護）・出産・就学申立書 在学証明書の写しを添付
求職活動	求職活動申立書
虐待・DV	事実を証明できる書類
災害復旧	り災証明書など
育児休業取得時に既に預かり保育を利用している （当該育児休業に係る子どもが1歳になるまでに職場復帰する場合）	就労証明書（育児休業期間記載のもの）

※2 内定の場合は、勤務開始後速やかに「就労証明書」を提出してください。

様式等については、施設にお問合せください。

（5）施設等利用給付認定後の手続き

○現況届の提出について

2号認定・3号認定を受けた方について、保育を必要とする事由等の変更の有無について、1年に1回調査確認を行います。

○施設等利用給付認定の変更について

世帯の状況、保育を必要とする事由などの変更があり、当初に受けた施設等利用給付に変更が生じた場合は、施設等利用給付認定の変更が必要となります。詳しくはさぬき市幼保こども園課までお問合わせください。

（6）施設等利用給付認定申請書の提出について

利用（予定）施設に提出してください。

さぬき市幼保こども園課への提出締切りは、利用希望月の前月25日です。

問合せ先

さぬき市健康福祉部幼保こども園課
〒769-2395

さぬき市寒川町石田東甲935番地1
電話：0879-26-9906